入 札 説 明 書

沖縄県知事 古 謝 玄 太
（企画部 県土・跡地利用対策課長）

下記業務に係る一般競争入札について、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、　この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

⑴ 業 務 名 ： 位置境界明確化調査業務

⑵ 履行場所 ： 那覇市壷屋（Ａ９０ブロック）

⑶ 業務内容 ： 別添 仕様書、特記仕様書による（作業内容、数量等は特記仕様書の別紙参照）

⑷ 履行期間 ： 契約締結日の翌日から令和９年３月25日まで

２　入札参加資格

⑴ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

⑵ 次のアからウまでに揚げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア　土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が２人以上在籍する土地家屋調査士法人であること

イ　公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

ウ　令和７年度から令和８年度の入札参加資格登録業者名簿（土木建築部）の測量関係（県内）に登録されている業者で、地籍調査または位置境界明確化調査の委託実績があること。

⑶ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

３　本入札に参加することができない者

⑴ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）。

⑵ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。

⑶ 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいること。

4　入札参加資格の確認申請

２の入札参加資格に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。

⑴ 提出日時　：　令和８年11月16日（月曜日）から令和８年11月26日（木曜日）まで
午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

⑵ 提出場所　：　〒 900-8570　那覇市泉崎1丁目２番２号
沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班（沖縄県庁舎７階）

⑶ 提出方法　：　提出場所に持参すること（FAXによるものは受け付けない）

⑷ その他

ア　資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。

イ　提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された書類は返却しない。

エ　提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

5　入札参加資格の確認

⑴ 入札参加資格の確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格確認通知書」により通知する。

なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

⑵ 入札参加資格がないと判断された者は、書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。

なお、書面の様式は自由。

ア　受付期間　：　令和８年11月30日（月曜日）から令和８年12月７日（月曜日）９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

イ　受付場所　：　沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班（沖縄県庁舎７階）

6　入札に関する質問、回答

⑴　本件入札に関する質問は、質問書を書面にて受け付ける。

ア　受付期間　：　令和８年11月16日（月曜日）から令和８年11月30日（月曜日）まで
午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

イ　提出場所　：　沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班（沖縄県庁舎７

階）　ウ 提出方法 ： 持参により提出すること。

⑵ 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期　間 ： 回答日から令和８年12月９日（水曜日）まで

イ 閲覧場所 ： 沖縄県企画部 県土・跡地利用対策課 審査・地籍班（沖縄県庁舎７階）

7　入札保証金及び契約保証金

⑴ 入札保証金　入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保の納付若しくは提供。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条第2項の規定に該当すると認められる場合は、その全部又は一部を免除することができる。

⑵ 契約保証金　契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保の納付若しくは提供。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当すると認められる場合は、その全部又は一部を免除することができる。

8　入札、開札及び落札

⑴ 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札の際は、封筒に入札書と業務内訳表（別添 積算資料）を同封すること。

⑵ 入札金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

⑶ 入札者は、提出済みの入札書の書き換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

⑷ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

⑸ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

⑹ 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出する。

⑺ 入札日時 ： 令和８年12月９日（水曜日） 午前 10時00分

⑻ 入札場所 ： 沖縄県庁舎７階第４会議室

9　入札の無効と落札決定の取り消し

以下に掲げる事項に該当する入札は無効とする。また、落札者決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
⑵　委任状を持参しない代理人のした入札
⑶　日付を欠く入札、または入札の年月日と合わない入札
⑷　記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
⑸　入札書の表記金額を訂正した入札
⑹　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑺　明らかに談合と認められる入札
⑻　同一の入札について他人の代理人を兼ね、または２人以上の代理をした者の入札
⑼　予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた金額でした入札
⑽ その他入札の条件に違反した入札
⑾ 虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札
⑿ 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本県から指名停止の措置を受け、札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
⒀ その他沖縄県財務規則第126条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

10 その他

⑴ 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札参加者は、地方自治法、同施行令、沖縄県財務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
⑶ 見積りの際の積算参考資料は、『公益社団法人全国国土調査士会発行 地籍調査事業費積算基準書
2026年４月１日版』を原則とし、その他参考資料として『一般財団法人経済調査会発行 設計業務等標準積算基準書 令和７年度版』を用いるものとする。